

庁名 岡山地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
民事訴訟	通常訴訟	8					8	10	8			10	10	6580円	6000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	郵便切手の基本料金は、被告が1名の場合の額 被告が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円1枚、100円1枚、10円1枚 予納金の基本料金は、被告が1名の場合の額 被告が1名増すごとに1000円分を追加 ※現金納付する場合は、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。 必要事項を記入の上、現金を添えて、岡山地裁会計課まで持参、現金書留、または振込みによる方法で納めてください。 また、電子納付利用者登録をされている方は、電子納付の利用も可能です。
	少額訴訟	8					8	10	8			10	10	6580円	6000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	郵便切手の基本料金は、被告が1名の場合の額 被告が1名増すごとに1220円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円1枚、100円1枚、10円1枚 予納金の基本料金は、被告が1名の場合の額 被告が1名増すごとに1000円分を追加 ※現金納付または電子納付する場合の手続は、通常訴訟と同様です。
民事調停	民事調停(特定調停以外)						5						2	670円	3000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。)	相手方が1名増すごとに340円分を追加 (内訳) 110円2枚、50円2枚、20円1枚 予納金の基本料金は、相手方が1名の場合の額 相手方が1名増すごとに2000円分を追加
	特定調停						4						2	560円	相手方が1名増すごとに340円分を追加 (内訳) 110円2枚、50円2枚、20円1枚 ※調停調書正本等の郵送を希望する場合は1290円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円2枚、50円1枚、20円1枚 ※予納金による納付を希望される場合は、調停係に問い合せてください。	
支払督促	支払督促	2						3						1330円	6000円 (※郵送費用を現金・電子納付する場合。郵便切手で納付する際は、不要。) (※予納金は、仮執行宣言申立て後の郵便料を含む金額。)	郵便切手で納付する場合、債務者が1名増すごとに1330円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円3枚 ※郵便切手で納付する場合、仮執行宣言の申立てをするときも、左記と同額の郵便切手が必要になります。 予納金の基本料金は、債務者が1名の場合の額 債務者が1名増すごとに3000円分を追加